

独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令参照条文

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年六月二十一日法律第百八十九号）（抄）

（業務の範囲）

第十七条 基金は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。
- 二 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者（次号に規定する事業者を除く。）で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。
- 三 奄美群島において振興開発計画に基づく事業（奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。）を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十八条 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第一号から第三号までに掲げる業務（債務の保証の決定又は貸付けの決定を除く。）及びこれらに附帯する業務の一部を政令で定める金融機関（債権の回収に係るものにあつては、政令で定める金融機関及び債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条三項に規定する債権回収会社）に委託することができる。

2 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する調査事務の一部を地方公共団体に委託することができる。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十九条 基金における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

2 前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項ただし書の納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第二十条 基金は、第十七条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2~6 (略)

7 前各項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(鹿児島県が処理する事務)

第二十四条 この章及び基金に係る通則法の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、鹿児島県知事が行うことができ。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十五条 基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二十条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

1~11 (略)

12 基金は、平成十八年三月三十一日までの間、第十七条に規定する業務のほか、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、農林水産物の加工度の高い工業、産業の振興開発に係る交通運輸業その他の奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業で政令で定めるものを行う事業者に対する当該事業に必要な資金の出資の業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年三月三十一日法律第十一号）
（抄）

附則

（奄美群島振興開発基金の解散等）

第六条 奄美群島振興開発基金（以下「旧基金」という。）は、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び地方公団体が承継する資産を除き、その時に於いて基金が承継する。

2～6 （略）

7 前項の資産の価額は、基金の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により旧基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（承継した債権の回収に関する事務の委託）

第七条 基金は、業務方法書で定めるところにより、旧奄美法第十条の三第一項の規定により旧基金が国から承継した債権であつて前条第一項の規定により基金が承継したものの回収に関する事務を、鹿児島県又は政令で定める金融機関に委託することができる。
2 （略）

甘味資源特別措置法（昭和三十九年三月三十一日法律第四十一号）（抄）

（指定製造施設の設置の承認）

第十三条 甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する施設で政令で定めるもの（以下「指定製造施設」という。）を生産振興地

域の区域内において新たに設置しようとする者は、農林水産省令で定める手続により、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

甘味資源特別措置法施行令(昭和三十九年三月三十一日政令第九十八号)(抄)

(指定製造施設)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、試験研究機関その他農林水産大臣の指定する者が設置するもの以外のものとする。

- 一 てん菜を原料とする砂糖の製造にあつては、その製造用の原料さい断設備、糖汁浸出設備、清浄設備、濃縮設備、結晶設備及び仕上設備の全部又は一部
- 二 さとうきびを原料とする砂糖の製造にあつては、その製造用の原料圧搾設備、糖汁浸出設備、清浄設備、濃縮設備、結晶設備及び分みつ設備の全部又は一部

国家公務員共済組合法(昭和三十三年五月一日法律第二百二十八号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 次に掲げる者をいう。
 - イ 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条又は第八十二条の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。))による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用され

る者その他の政令で定める者を含まないものとする。)

ロ 特定独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。)以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者(特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。)

二七 (略)

2・3 (略)

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)(となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)(には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)(の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である期間引き続き転出(公庫等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)(の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合において、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「並びに国の負担金」とあるのは「公庫等の負担金並びに国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)(、独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)(」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等」とする。

25 (略)

独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三三号)(抄)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4・5 (略)

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。